

## 農林水産省雇用対策推進本部の設置について

平成21年2月18日  
農 林 水 産 省

## 1. 趣旨

農山漁村における雇用対策を強力に推進するため、省内に「農林水産省雇用対策推進本部」（以下「本部」という。）を設置する。

## 2. 構成・役割

(1) 本部は、以下をもって構成する。

本 部 長：近藤副大臣

本部長補佐：農林水産事務次官

本 部 員：官房長、総括審議官、技術総括審議官、総合食料局長、  
生産局長、経営局長、農村振興局長、林野庁長官、  
水産庁長官、関東農政局長

(2) 本部は、(5)に規定する幹事会の報告があった場合その他本部長が必要があると認める場合に開催し、農林水産省の雇用対策として新たに取り組むべき事項を決定する。

(3) 本部の下に幹事会を置くものとし、幹事会は以下をもって構成する。

幹 事 長：農村振興局 農村政策部長

副幹事長：農村振興局 農村計画課長

幹 事：大臣官房 政策課長、地方課長

総合食料局 流通課長、食品産業企画課長

生産局 総務課長、畜産企画課長

経営局 人材育成課長

農村振興局 都市農村交流課長

林野庁 経営課長

水産庁 企画課長

(4) 幹事会は、以下の事項についての情報の共有を図るため、当分の間、1週間に1度開催するものとする。

① 求職者の受付状況、求人状況その他の雇用対策の進捗状況

② ハローワークを始めとする農林水産省以外の関係機関との連携状況

③ 農林水産省における雇用対策として新たにに取り組むべき事項の有無

④ 農山漁村における雇用創出のための情報提供の状況

⑤ 農山漁村における雇用創出を有効に実施している優良事例

(5) 幹事会は、必要に応じ、本部へ報告を行うものとする。

(6) 本部及び幹事会の構成員は、必要に応じ追加することができる。

## 3. 運 営

本部及び幹事会の運営は、農村振興局農村計画課において行う。

平成 21 年 2 月 18 日

雇用対策推進本部 部員名簿

本部長	近藤 基彦	農林水産副大臣
本部長補佐	井出 道雄	農林水産事務次官
本部員	佐藤 正典	官房長
	針原 寿朗	総括審議官
	吉田 岳志	技術総括審議官
	町田 勝弘	総合食料局長
	本川 一善	生産局長
	高橋 博	経営局長
	吉村 馨	農村振興局長
	内藤 邦男	林野庁長官
	山田 修路	水産庁長官
	皆川 芳嗣	関東農政局長